

## 10月1日 臨時総会を開催しました

10月1日（土）午後3時から広島弁護士会館で臨時総会を開催しました。

来年4月1日から、居住支援法人としての活動を行うことになり、そのためには広島県住宅課に申請し、県から「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第40条に規定された「住宅確保要配慮者居住支援法人」の指定を受ける必要があることから、その指定を受けることと居住支援事業を実施することを審議し、承認されました。来年度、居住支援法人として、①住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居についての情報提供・相談、②見守りなど住宅確保に困難を伴う人への生活支援、③上記業務に付随する業務を行う予定です。

また、居住支援活動を行うにあたり、定款を変更する必要があると、第3条（目的）と第5条（事業の種類）の変更案を提案しました。従来、貧困に関わる相談事業、路上生活者等の一時保護施

設の運営事業、講演会・シンポジウム等イベントの広報・啓蒙事業、実務研修会等の教育・研究事業、関係機関に対する提言・要請事業に加え、新たに、住宅確保に困難を伴う人に対する居住支援と生活支援事業、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を追加し、承認されました。後者はシェルター利用者に精神疾患を抱えた人が多いことを考慮して実施を目指すものです。これは今後、重い障害者向けのB型作業所開設も目指すこととしています。

定款変更に伴う2022年度の事業計画案及び予算案の変更、2023年度の事業計画案及び予算案についても提案し、承認されました。居住支援法人指定申請の手続きや活動については、会報で随時ご報告します。



## コロナ緊急支援を実施

広島市からコロナ影響生活困窮者支援活動の緊急支援事業として、50万円の支給をいただきました。これによりラーメン、米、トイレトペーパー、野菜ジュースを各100セット、家電製品（ひげそり、湯沸しポット、ドライヤー）を購入し、生活困窮者に無償配布しました。食材、日用品については、生協ひろしまにご協力いただきました。



生活困窮者に食材や日用品を無償配布

## 現場からの報告

8月にシェルターのエアコンの清掃を実施しました。フィルターの掃除は毎月1回行っていますが、今回は専門店による本格的な清掃を行いました。シェルター利用者からは、『よく冷えるようになり快適です!』と、大変好評でした。



専門店によるエアコン清掃

# シンポジウム 「罪に問われた人の社会復帰支援 ～『よりよい弁護士制度』の実現に向けて～」報告

弁護士 寺本 佳代

2022年10月7日（金）、ANAクラウンプラザ広島（ZOOM併用）で、中国地方弁護士大会が開催されました。今年のシンポジウムは、「罪に問われた人の社会復帰支援」がテーマでした。

近年、刑事政策の分野では、大きな法律上の動きが多数あります。

2016年に「再犯防止推進法」が制定されました。2000年以降、刑事政策分野では矯正施設内での過剰収容（定員以上の受刑者が処遇されている）、職員事故（暴力・暴言等の不適切な処遇）、保護司の高齢化やなり手不足、出所者の再入率の高さ（全体では5年以内に約半数が刑務所に戻る）などの課題が山積しています。これらの課題解決には、再犯防止に向けた政策などを総合的・計画的に推進することが必要であり、その基本事項を定める法律が制定されたのです。

具体的には、罪を犯した人の多くが、**定職・住居を確保できない**ため、社会復帰が困難なことを踏まえ、そうした人が**社会の中で孤立することなく**、国民の理解と協力を得て、再び社会を構築する一員となることを支援する（第3条1項）ことと、罪を犯した人が、**その特性に応じ**、矯正施設に収容されている間だけでなく、**社会復帰後も途切れることなく**、指導や支援を受けられるようにする（第3条2項）ことを基本理念としています。

2022年には刑事収容施設法、少年鑑別法、更生保護法なども改正され、刑事施設長による社会復帰支援（帰住、医療、就業、修学等の支援）や、20歳以上の受刑者等に対する資質・環境を調査する過程での鑑別の活用、刑執行修了者等に対する更生緊急保護の対象拡大や期間延長などが盛り込まれました。

筆者自身、弁護士として、再犯者の弁護をした経験が何度もあります。その際に被疑者から話を聞くと、罪を犯した人が無事に刑期を終えて、刑務所から出てくるとき、文字通り何も持たない状態で社会に放り出されていることが分かります。家もなく、身寄りもなく、仕事もなく、数千円の金銭だけで、適切な情報提供すら行われずどのように生きていけというのか、このような状態で突然手を放すのは事

実上の再犯支援ではないかと感じたことも、1度や2度ではありません。

いわゆる「よりよい弁護士」は、逮捕されてから矯正施設に入るまでの入口支援だけでなく、矯正施設を出てから地域に定着して安定した生活を送れるようになるまでの出口支援を行う弁護士のことを指します。このような活動は、これまでも一部の志ある弁護士によって、いわば手弁当で行われてきたことですが、これを政策としてきちんと制度化し、予算要求をしていく必要があることが指摘されました。

当法人のシェルターは、これまでも、現時点でも、矯正施設を出所しても行くあてのない人を受け入れ、支援しています。

## “その人の特性に応じて、途切れることなく、よりよい、孤立を防ぐ”

それは理想的な言葉であり、当法人も、生活困窮者支援団体として同じ目標を掲げて活動していることは間違いありません。しかし現実には、数々の困難を抱え、相当な手間と時間をかけ、専門性を駆使してもなお、目標達成できないことが多い活動です。

こうした場合、支援する側が疲弊しないために必要となるのが、関係機関の信頼関係の構築と相互の連携協力です。くれぐれも、弁護士やNPOだけが支援を抱え込んで、精神的にも経済的にも追い込まれることのないよう、行政によるしっかりとした制度構築と予算確保を期待します。



シンポジウム「罪に問われた人の社会復帰支援」



# 広島市へのコロナ対応要請

新型コロナウイルス感染第7波は幾分落ち着きを見せ始めていますが、引き続き感染に対する細心の注意が必要な状況は変わりありません。さらに広島市内の生活困窮者支援活動全体を見わたしてみても、対策に待ったなしの問題が生じています。広島市内のある困窮者支援団体では、シェルター入居者と職員の多数に感染が疑われる事態に陥ったところもあることから、当団体や他の団体も含めて今後の支援のあり方を見直しせざるを得ない段階に突入しています。

この状況で最も問題となるのは、シェルター入居時点では感染していなかった利用者が、利用期間中にコロナ感染を疑う症状を発した場合、支援者がどこまで対応すべきかがこれまで確定していなかったことでした。そこで当団体は、8月30日に、同様の問題を抱える生活困窮者を支援する3つの団体（広島県社会福祉士会、NPO 法人風の家、NPO 法人小さな一歩・ネットワークひろしま）とともに、特に重要と考えられる4点について広島市健康福祉局に市側の対応協力に関して協議の申し入れを行いました。

その内容は次のとおりです。

- ①シェルター利用者が罹患した場合の病院探し（PCR検査を含む）を、市の担当者であるケースワーカーが行ってほしい。
- ②病院への移送手段としてタクシーの利用を認め、

費用も市で負担してほしい。

- ③陽性判断が出た場合の療養場所ごとに生じる問題に対応してほしい。

これについては、さらに次のような要望も示されました。

- (1) 入居者が入院した場合は一旦シェルターから退去する扱いとし、他の入居希望者の利用を認めてほしい。
- (2) シェルター内で療養する場合、費用負担を含め、だれが食事の世話などをするのかははっきりしてほしい。
- (3) シェルター内での療養者に同室者がある場合、移動してもらう必要が出てくるが、その場合ホテルを一時利用する費用負担をしてほしい。
- ④シェルターの消毒などの費用負担をしてほしい。

こうした諸問題を今後とも市側と協議しながら、コロナ感染の完全収束まで対応できる仕組みづくりや、現況に応じた支援のあり方を探っていき考えています。



各団体の申し入れに広島市の担当者が対応

## 広島西南ロータリークラブから寄付をいただきました！

9月6日、広島西南ロータリークラブの9月6日例会で、当法人の活動と広島での貧困の現状について卓話で話をする機会をいただきました。シェルター内の老朽化した家具什器備品を買い替える費用がない現状を踏まえて、今回、ベッドを9台寄付いただいたことで、利用者がより快適に過ごせるようになりました。



ロータリークラブ会員企業から贈呈の様子



快適になったベッド

反貧困ネットワーク広島シェルター利用状況  
2009年5月1日から2022年9月30日まで  
(単位：世帯)

年代	男性	女性	合計
10代	9	18	27
20代	157	67	224
30代	281	65	346
40代	348	94	442
50代	277	60	337
60代	195	42	237
70代	99	29	128
80代	10	9	19
不明	16	27	43
合計	1392	411	1803

単身 1665      夫婦 41      親子 93      その他 4

9月6日

# なんでも電話相談会

当日の午前は、広島市の広報誌「市民と市政」上での案内、午後はNHKのニュース報道が功を奏し、ひっきりなしに電話がかかり、用意した5台の電話が全てうまり、折り返しが間に合わないため、午後2時30分以降は法テラスなど他機関を紹介して対応することになりました。相談会翌日以降も、当法人の常設電話あてに多くの問い合わせが寄せられました。

相談会当日午前10時から午後4時までの6時間に電話対応できたのは44件、窓口案内のみ対応したのは8件、(対応できない間の)着信は、延べ137件でした。

(相談体制延べ数) 弁護士13名、社会福祉士5名、臨床心理士4名、保健師、司法書士、スクラムユニオン職員、反貧困ネット職員各2名

(相談者性別) 男性16名、女性26名、不明3名

(相談者年代別) 30代4名、40代5名、50代9名、60代4名、70代4名、80代5名

(相談種別) 借金、損害賠償各6名、相続5名、生活苦、心の不安各4名、賃貸借、年金(障害年金含む)、契約各3名、離婚、後見、貸金、人間関係、生活保護各2名

## 今後の相談会の予定

- ・2022年12月6日(火) 10時～16時  
なんでも電話相談会(反貧困ネットワーク広島主催)
- ・2023年3月22日(水) 10時～16時  
なんでも電話相談会(広島弁護士会主催)
- ・2023年6月6日(火)、7日(水)  
10時～16時  
まちかど生活相談会(反貧困ネットワーク主催)  
※会場 広島駅地下広場

## (特徴的な事例)

「大学を卒業し就職したがコロナのため失業した。奨学金返済を猶予してもらったがこの状態が続いたらどうなるか心配。」などのコロナの影響のある相談も一定数ありました。

また、「入院中、働くことができず収入がなかったため借金の支払いが困難になった。」「年金が月額11万円しかなく物価高で生活が苦しい。」「年金が月額14万円から家賃5万、介護保険料・後期高齢保険料2万を払うと7万しか残らず、病院代もかかるので生活が苦しい。生活保護基準を超えていて生活保護も受けられず、年金担保融資制度もなくなった。」など生活困窮の相談も目立ちました。また、「妻が亡くなってうつ病になり、なかなか外に出ることのできない生活をしている。」など心の不安を伴う相談もありました。

今の状況をすぐに脱却できる方策が少ないものもありますが、専門家が複数で相談対応することで、少しでも相談者の心の負担が軽くなればと思います。



電話による相談会の様子

## ●寄付のお願い

- ・米(玄米)、ラーメン、そうめんなど保存食品、タオル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴
- ・炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺いますのでご連絡ください。

シェルターへの問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ  
平日10:00～17:00 電話082-545-7709 または 電話090-4890-1579

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島  
広島市中区東白島14-15  
NTTクレド白島ビル7階  
広島総合法律会計事務所内  
電話:082-227-8181 FAX:082-227-1200  
大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階

会費・寄付振込先

- 正会員(個人) 年会費2,000円
- 正会員(団体) 年会費5,000円
- 賛助会員(個人) 年会費5,000円
- 賛助会員(団体) 年会費10,000円

広島銀行 白島支店 普通3235401 反貧困ネットワーク広島  
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼

